

小牧市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成30年3月26日
29小都第1091号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、小牧市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し、必要な事項について調査及び検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業、商工業その他都市計画マスタープランの検討において関連が認められる市内の団体に所属する者

(3) 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(4) 愛知県職員

(5) 市長公室長

(6) 地域活性化営業部長

(7) 都市建設部長（都市整備担当）

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から小牧市都市計画マスタープランの策定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。